

各制度の補助額

世帯年収等によって補助額が異なります。利用できる制度を確認してください。

	所得区分		授業料補助		入学金補助	
	「市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額」		①高等学校等就学支援金(国)	②学費補助金(県)		
生活保護	生活保護		396,000円 (通信制 297,000円)	+ 60,000円 (通信制 159,000円)	210,000円	授業料 456,000円 入学金 210,000円
	非課税	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円 ※1				
270万円～590万円未満	154,500円未満		396,000円 (通信制 297,000円)	+ 60,000円 (通信制 159,000円)	100,000円	授業料 456,000円 入学金 100,000円
590万円～700万円未満	203,100円未満		118,800円	+ 337,200円	100,000円	授業料 118,800円
700万円～750万円未満	227,100円未満		118,800円	+ 74,400円	100,000円	授業料 193,200円 入学金 100,000円
	多子世帯※2	227,100円未満	118,800円	+ 74,400円 + 262,800円	100,000円	授業料 456,000円 入学金 100,000円
750万円～800万円未満	251,100円未満		118,800円			授業料 118,800円
	多子世帯※2	251,100円未満	118,800円	+ 337,200円		授業料 456,000円
800万円～910万円未満	304,200円未満		118,800円			授業料 118,800円
	多子世帯※2	304,200円未満	118,800円	+ 74,400円		授業料 193,200円

年収目安(モデル世帯※3)

※1 父母の合計額です。「市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額」では判定しません。

※2 多子世帯…15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯

※3 モデル世帯…親権者一名のみ収入があり、専業主婦(主夫)と扶養控除内に子ども2人の四大家族